

四半期報告書

(第8期第3四半期)

株式会社

セブン銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期財務諸表】	19
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第8期第3四半期(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安齋 隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第3四半期 累計期間	平成20年度 第3四半期 会計期間	平成19年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
経常収益	百万円	68,383	23,158	83,663
経常利益	百万円	23,012	7,729	24,650
四半期純利益	百万円	13,637	4,577	—
当期純利益	百万円	—	—	13,830
持分法を適用した場合の 投資利益	百万円	—	—	—
資本金	百万円	—	30,500	30,500
発行済株式総数	千株	—	1,220	1,220
純資産額	百万円	—	95,063	88,974
総資産額	百万円	—	629,643	488,137
1株当たり純資産額	円	—	77,881.15	72,930.25
1株当たり四半期純利益 金額	円	11,177.89	3,752.07	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	11,808.84
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	11,176.93	3,751.43	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—
1株当たり配当額	円	2,100	—	4,200
自己資本比率	%	—	15.09	18.23
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	58,780	—	54,523
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△9,192	—	△43,307
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7,686	—	1,303
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	—	309,178	267,277
従業員数	人	—	308	290

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第3四半期累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 平成19年度の潜在株式調整後1株当たり純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。
7. 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期会計期間に係る損益計算書及び1株当たり四半期純損益金額等」の「 損益計算書」にもとづいて掲出しております。
- なお、第3四半期会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「 1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

当社の従業員数

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	308人 [208人]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります(役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員を除きます)。
2. 臨時従業員は[]内に、当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

当第3四半期報告書は、最初に提出するものであるため、前第3四半期会計期間との対比は行っておりません。

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の締結は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当第3四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国の景気は大幅に悪化しております。海外経済の減速や為替円高を背景に輸出が大幅に減少しているほか、雇用・所得環境が厳しさを増す中で個人消費が弱まってきていることから、企業収益は悪化を続けており、設備投資も大幅に減少しております。こうした中で、住宅投資は、再び減少に転じたほか、公共投資も低調に推移しております。また、これら需要動向と在庫調整圧力の高まりを反映し、生産の減少幅はさらに拡大しております。

この間、銀行業界は、企業の手許資金積上げの動きや直接調達からの振り替わりの動きを映じた資金需要の高まりを受け、大企業向けを中心に貸出の伸びを高めているものの、収益環境は依然として厳しく、更なる経営効率化や競争力強化が求められております。

(当期間の経営成績)

当第3四半期会計期間の経常収益は、利用件数の増加に伴いA T M受入手数料が増加したこと等から、23,158百万円となりました。一方、経常費用は、第2世代A T Mへの更新進捗に伴う減価償却費の増加や、A T M設置台数増加に伴うA T M設置支払手数料の増加等から増加したものの、全般的に抑制を強めた結果、15,428百万円にとどめることができました。

以上の結果、経常利益は7,729百万円、四半期純利益は4,577百万円となりました。

(ATMサービス)

当第3四半期会計期間も提携先の拡大、サービスの拡充、さらにセブン&アイHLDGS.グループ内のほか、空港、駅、商業施設等、グループ外へのATM設置等、ATMの利便性向上に努めてまいりました。この結果、平成20年12月末現在の提携金融機関数は561社(注)、ICカード対応銀行はセブン銀行を含む61行となりました。また、ATM設置台数は13,510台となりました。この間の1日1台当たりの平均利用件数は117.5件、総利用件数は144百万件と堅調に推移いたしました。

(注) JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

(セブン銀行口座)

平成20年12月末現在、個人のお客さまの口座数は同年3月末比80千口座増加し661千口座、預金残高は同207億円増加し1,131億円となりました。そのうち、普通預金は同107億円増加し775億円、定期預金は同100億円増加し356億円となりました。

財務状態に関する分析

(資産)

総資産は、前事業年度末に比べ141,506百万円増加し629,643百万円となりました。

そのうちATM運営のために必要な現金預け金が同41,901百万円増加し309,178百万円となっております。また、コールローン残高が同48,000百万円増加し76,000百万円、主に為替決済、日本銀行当座貸越の担保として保有する有価証券残高が同1,097百万円増加し98,946百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるATM仮払金が同49,164百万円増加し102,444百万円となりました。

(負債)

負債合計は、前事業年度末に比べ135,418百万円増加し534,580百万円となりました。

そのうち預金残高(譲渡性預金を除く)は同89,331百万円増加し259,880百万円、譲渡性預金は同33,810百万円増加し82,400百万円、借入金残高は同15,500百万円増加し80,500百万円、社債残高は同15,000百万円減少し60,000百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べ6,088百万円増加し95,063百万円となりました。

これは、当第3四半期累計期間の四半期純利益を計上する一方で、剰余金の配当を実施したことにより、利益剰余金が同5,951百万円増加したことを主因とするものであります。

国内業務部門収支

当第3四半期会計期間の資金運用収支は△495百万円、役務取引等収支は20,563百万円、その他業務収支は△9百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	△495
うち資金運用収益	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	232
うち資金調達費用	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	728
役務取引等収支	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	20,563
うち役務取引等収益	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	22,911
うち役務取引等費用	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	2,347
その他業務収支	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	△9
うちその他業務収益	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	0
うちその他業務費用	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	9

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

国内業務部門役務取引の状況

当第3四半期会計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務22,105百万円及び為替業務132百万円等により合計で22,911百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて2,347百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	22,911
うち預金業務	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	12
うち為替業務	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	132
うちA T M関連業務	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	22,105
役務取引等費用	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	2,347
うち為替業務	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	59
うちA T M関連業務	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	2,284

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

国内業務部門預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	259,880
うち流動性預金	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	209,958
うち定期性預金	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	49,284
うちその他	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	636
譲渡性預金	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	82,400
総合計	前第3四半期会計期間	—
	当第3四半期会計期間	342,280

(注) 1 国際業務部門の預金残高はありません。

2 流動性預金＝普通預金

3 定期性預金＝定期預金

国内業務部門貸出金残高の状況

該当事項はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物は、309,178百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

当第3四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加額40,468百万円、譲渡性預金の増加額24,550百万円及び借入金増加額15,500百万円等の増加要因が、A T M未決済資金の増加額38,115百万円及び社債の減少額15,000百万円等の減少要因を上回ったことにより、31,530百万円の収入となりました。

当第3四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出1,896百万円及び無形固定資産の取得による支出1,116百万円等により、3,033百万円の支出となりました。

当第3四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、剰余金の配当2,562百万円により2,562百万円の支出となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,000	1,220,000	ジャスダック 証券取引所	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株制度は採用していない。
計	1,220,000	1,220,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

(イ)平成20年6月18日第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	184
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。単元株制度は採用していない。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日～平成50年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	・発行価格 1株当たり236,480円 ・資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合 当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」といいます）は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」といいます）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

(ロ)平成20年6月18日 取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。単元株制度は採用していない。）
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日～平成50年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ul style="list-style-type: none"> ・発行価格 1株当たり236,480円 ・資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。</p> <p>3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。 8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 (2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 (3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合 当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」といいます）は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」といいます）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日	—	1,220	—	30,500,000	—	30,500,000

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,220,000	1,220,000	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,220,000	—	—
総株主の議決権	—	1,220,000	—

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	227,000	212,000	241,000	277,000	282,500	294,000	309,000	359,000	364,000
最低(円)	187,000	187,000	198,000	227,000	244,500	260,000	250,000	282,900	316,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1．当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第3四半期会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）に係る損益の状況及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。
- 3．当第3四半期累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）は、四半期財務諸表の作成初年度であるため、前第3四半期累計期間との対比は行っておりません。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）の四半期財務諸表について、あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
- 5．当社は子会社等がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	309,178	267,277
コールローン	76,000	28,000
有価証券	98,946	¹ 97,849
前払年金費用	114	118
未収収益	8,405	7,246
A T M仮払金	102,444	53,280
その他資産	1,218	¹ 1,051
有形固定資産	² 17,701	² 17,212
無形固定資産	14,698	14,794
繰延税金資産	1,017	1,373
貸倒引当金	81	67
資産の部合計	629,643	488,137
負債の部		
預金	259,880	170,548
譲渡性預金	82,400	48,590
コールマネー	-	1,700
借入金	80,500	65,000
社債	60,000	75,000
A T M仮受金	31,307	21,238
その他負債	20,413	15,240
賞与引当金	79	245
役員退職慰労引当金	-	270
リース解約損失引当金	-	1,328
負債の部合計	534,580	399,162
純資産の部		
資本金	30,500	30,500
資本剰余金	31,739	31,739
利益剰余金	32,706	26,755
株主資本合計	94,945	88,994
その他有価証券評価差額金	69	19
評価・換算差額等合計	69	19
新株予約権	48	-
純資産の部合計	95,063	88,974
負債及び純資産の部合計	629,643	488,137

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
経常収益	68,383
資金運用収益	701
(うち有価証券利息配当金)	463
役務取引等収益	67,567
(うちA T M受入手数料)	65,150
その他業務収益	10
その他経常収益	104
経常費用	45,371
資金調達費用	2,155
(うち預金利息)	401
役務取引等費用	6,924
(うちA T M設置支払手数料)	6,428
(うちA T M支払手数料)	265
その他業務費用	80
営業経費	36,142
その他経常費用	※1 68
経常利益	23,012
特別利益	25
リース解約損失引当金戻入益	25
特別損失	23
固定資産処分損	23
税引前四半期純利益	23,014
法人税、住民税及び事業税	9,082
法人税等調整額	295
法人税等合計	9,377
四半期純利益	13,637

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	23,014
減価償却費	11,168
貸倒引当金の増減(△)	14
リース解約損失引当金の純増減(△)	△1,328
資金運用収益	△701
資金調達費用	2,155
有価証券関係損益(△)	74
固定資産処分損益(△は益)	23
預金の純増減(△)	89,331
譲渡性預金の純増減(△)	33,810
借入金の純増減(△)	15,500
コールローン等の純増(△)減	△48,000
コールマネー等の純増減(△)	△1,700
普通社債発行及び償還による増減(△)	△15,000
A T M未決済資金の純増(△)減	△39,095
資金運用による収入	777
資金調達による支出	△2,226
その他	△385
小計	67,432
法人税等の支払額	△8,652
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,780
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△211,121
有価証券の償還による収入	214,400
有形固定資産の取得による支出	△9,021
無形固定資産の取得による支出	△3,449
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,192
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△7,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,686
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	41,901
現金及び現金同等物の期首残高	267,277
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 309,178

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、第1四半期会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>当第3四半期累計期間においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引を新たに行っておりませんので、四半期財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。
3. 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
4. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)						
<p>1. 担保に供している資産 当社の事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められるものはありません。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,064百万円</p>	<p>※1. 担保に供している資産 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券92,027百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は587百万円です。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,506百万円</p> <p>3. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">15,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">15,000百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	15,000百万円	借入実行残高	—	差引額	15,000百万円
貸出コミットメントの総額	15,000百万円						
借入実行残高	—						
差引額	15,000百万円						

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額14百万円を含んでおります。</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)				
<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成20年12月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">309,178</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>309,178</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	309,178	現金及び現金同等物	<u>309,178</u>
現金預け金勘定	309,178			
現金及び現金同等物	<u>309,178</u>			

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	当第3四半期 会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	1,220
合計	1,220

(注) 自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数(株)	当第3四半期会計 期間末残高(百万円)
当社	—	—	48
合計	—	—	48

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当第3四半期累計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124	4,200	平成20年3月31日	平成20年6月2日	利益剰余金
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	2,562	2,100	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

4. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日までの事業年度に属する取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っております。このうち、第2世代ATMへの入替えのために従来のリース取引を契約期間終了前に解約しているものがあります。このため、当第3四半期会計期間末におけるリース取引残高が前事業年度末に比べて著しく減少しております。	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	
・前事業年度末における未経過リース料残高相当額	
1年以内	1,080百万円
1年超	388 〃
合計	1,468百万円

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるもので、当社の事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められるものはありません。

(金銭の信託関係)

当第3四半期会計期間末

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末

当社の事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められるものはありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	77,881円15銭	72,930円25銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	11,177円89銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	11,176円93銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	百万円	13,637
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—
普通株式に係る四半期 純利益	百万円	13,637
普通株式の期中平均株 式数	千株	1,220
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額		
四半期純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	0
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額 の算定に含めなかった潜 在株式で、前事業年度末 から重要な変動があった ものの概要		—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 第3四半期会計期間に係る損益計算書及び1株当たり四半期純損益金額等

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期会計期間に係る損益計算書及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

(単位：百万円)	
当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
経常収益	23,158
資金運用収益	232
(うち有価証券利息配当金)	144
役務取引等収益	22,911
(うちATM受入手数料)	22,105
その他業務収益	0
その他経常収益	14
経常費用	15,428
資金調達費用	728
(うち預金利息)	127
役務取引等費用	2,347
(うちATM設置支払手数料)	2,199
(うちATM支払手数料)	85
その他業務費用	9
営業経費	12,319
その他経常費用	※1 23
経常利益	7,729
特別利益	25
リース解約損失引当金戻入益	25
特別損失	12
固定資産処分損	12
税引前四半期純利益	7,743
法人税、住民税及び事業税	2,843
法人税等調整額	322
法人税等合計	3,166
四半期純利益	4,577

当第3四半期会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額13百万円を含んでおります。

1 株当たり四半期純損益金額等

		当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	3,752円07銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	3,751円43銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	百万円	4,577
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	4,577
普通株式の期中平均株式数	千株	1,220
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		—

(2) その他

中間配当

平成20年11月6日開催の取締役会において、平成20年9月30日を基準日とする剰余金の配当(第8期の中間配当)につき、次のとおり決議しました。

中間配当金額	2,562百万円
1株当たりの中間配当金	2,100円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑨
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮田 世紀 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安齋 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 安齋 隆は、当社の第8期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。

宝印刷株式会社印刷